

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

マル子の医療費助成制度と 日本スポーツ振興センター法について

小学生など義務教育の児童に対する歯科治療は、マル子の医療費助成制度や日本スポーツ振興センター法を利用した治療が行われることが多い。

そこで今回は、マル子と日本スポーツ振興センター法を利用した請求方法について、各制度の仕組みやレセプト記載について解説する。

患者：10歳・男性

主訴：歯ぐきが腫れている。虫歯が気になる。

→ 学校で前歯をぶつけて痛い。

所見：歯肉発赤・腫脹あり。齲蝕がみられる。

→ 外傷により上顎前歯部が口蓋側へ傾斜。出血あり。

傷病名： $\frac{6ED3+3DE6}{6ED3+3DE6}$ G, $\frac{E|D}{C}$ 1, 1|1 外傷性歯牙脱臼

※マル子の医療証（一部負担あり）の提示あり 注①

月日	部位	療法・処置	点数	患者負担
7月6日		再診	42	
		前回SCが終了。痛み等なし。	/	
	$\frac{6ED3+3DE6}{6ED3+3DE6}$	P混検（結果・所見略）	40	
		歯肉発赤・腫脹の改善がみられる。	/	
	E	充形（O）	126	
		EE・EB	/	
		充填1・単純なもの	102	
		充填材料	11	
		研磨	/	
		歯管（文書提供・添付）	110	注①
		ブラッシングの重要性について説明。	/	200円
7月13日		再診	42	
	D	充形（OD）	126	
		EE・EB	/	
		充填1・複雑なもの	152	
		充填材料	28	注①
		研磨	/	200円
7月20日		再診	42	
		学校で前歯をぶつけて歯が折れたと先生に付き添われ来院。1 1が脱臼し、口蓋側へ傾斜、出血もみられる。日本スポーツ振興センター法の手続きもお願いしたいとの申し出あり。 注②	/	
	1 1	X線（D）1F ㊦	58	
		歯のハセツを疑う像は診られない。	/	
	1 1	OA(コーパロン)+浸麻(オーラ注歯科用Ct1.8ml)	/	
		歯の再植術	1,300×2	
	2+2	TFix（エナメルボンドシステム）	500	
		処方せん	68	
		フロモックス小児用細粒100mg 1回1T	/	
		1日3回毎食後3日分	/	注③
		カロナール錠200 1回2T 疼痛時3回分	/	9,800円
7月21日		再診	42	
	1 1	疼痛(+),発赤(+),出血(±)	/	注③
		SP (H ₂ O ₂)	/	370円

* 実態に即してご請求下さい *

《解説》

注① 東京都のマル子の医療証の提示があった場合は、内容を確認する。
一部の記載が無い医療証の提示があった場合は窓口徴収はない。多摩地区のように一部の記載があり、通院毎に200円（一部負担金（3割）が200円に満たない場合はその金額）を徴収する場合は、窓口の支払いに留意する。
なお、都外の医療証については、東京都の医療機関では使用できない。この場合は、一部負担金の徴収と領収書等の発行を行い、患者は還付払いの手続きが必要である。

注② 日本スポーツ振興センター法は、幼稚園や保育園、小・中・高等学校の管理下(登下校を含む)で発生した負傷に関わる医療費や障害見舞金などを保護者に支給する制度であり、初診から治療までに要する総医療費の合計が5,000円（500点）以上の場合に適用される。5,000円未満の場合は利用できないため、保護者へ説明が必要である。

本例は、7月20日より負傷の治療を開始し、20日の時点で負傷の総医療費が500点を超えているため、日本スポーツ振興センター法の適用となる。

なお、患者が保険外診療を希望した場合は、その部分は自己負担となり、日本スポーツ振興センター法の医療費の給付は受けられない。

注③ 日本スポーツ振興センター法を利用した請求を行う場合、マル子の医療費助成制度は原則利用できない。通常の保険診療と同様に、患者からの一部負担金（本例は3割）を徴収する。

患者は日本スポーツ振興センター法の支給を受けるために「医療費等の状況」を持参するので、必要事項を無料で記載し、患者などを通じて学校に提出する。その後、医療保険に準じた費用の4割が保護者に支払われる。

また、3歯以上に対して歯科補綴を加えたなどの場合は、障害見舞金が支払われる場合がある。その場合は、申請に障害診断書等の提出が必要となるので、別途対応する。

注④ レセプトの記載については下記に留意する。

The form shows a patient named Ryoichi (良太) with insurance number 01139999. The procedures listed include fillings, restorations, and orthodontics. Annotations 1-5 point to specific parts of the form: 1. Insurance status, 2. Date of treatment, 3. Procedure codes, 4. Point calculation, 5. Patient liability amount.

- ※1 マル子の医療証を用いた診療があるため、公費併用レセプトとして請求する。
- ※2 診療実日数と公費負担医療(マル子)を利用した診療の実日数が異なる場合、診療実日数欄の記載のほか、括弧にも公費負担医療(マル子)を利用した診療の実日数(この場合は2日)を記載する。
- ※3 レセプト右の小計の欄に縦線を引いて欄を2つに分け、公費負担医療(マル子)を利用した点数と利用しなかった点数(この場合はスポーツ振興センター法を利用した点数)をそれぞれ分けて記載する。
- ※4 「公費分点数」欄には、公費負担医療(マル子)を使用して治療した点数の合計を記載する。
- ※5 「患者負担額(公費)」欄には、公費負担医療(マル子)を使用して治療した際に患者から徴収した窓口一部負担金の合計を記載する。